

保育所の幼保連携型認定こども園への移行に伴う利用定員の設定について

1 幼保連携型認定こども園について

子ども・子育て支援新制度における幼保連携型認定こども園は、認定こども園法における認可施設として位置づけられ、子ども・子育て支援法第27条第1項に基づく確認を受けた幼保連携型認定こども園については、教育・保育給付の対象とされています。

- ・都道府県、指定都市、中核市が認可する施設の一つで、学校及び児童福祉施設の双方の位置づけを有する“単一の施設”とされ、学校教育、保育、保護者に対する子育て支援を一体的に提供します。
- ・設備・運営基準（久留米市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例で定める基準）や経済的基礎等の認可基準（認定こども園法第17条第2項各号に掲げる基準）に適合することが必要です。
- ・既存の幼稚園及び保育所から移行する場合は、「設備」に関して移行特例が設けられています。（上記条例附則第4条第1項及び第2項）
- ・国の公定価格に基づく給付費の支給を受けることができます。

2 子ども・子育て会議における意見聴取

子ども子育て支援法第77条第1項に基づき、施設の利用定員についてご意見をいただくものです。

教育利用定員については、市内全域において供給が需要を上回っています。

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園の普及の観点から、既存の幼稚園・保育園が認定こども園への移行を希望する場合、設備等の基準を満たす限り、認可・認定を行うことになっております。

定員については、令和3年度に策定しました「保育所から認定こども園に移行する際の利用定員の設定に係る基準について」に従い、希望園及び周辺の利用状況を踏まえた設定を行うこととし、具体的な数は本会議において検討することとしています。

既存施設	施設名	わらしこ保育園	星の子保育園	青峰保育園
	区域	中央西部	東部	中央南部
	施設種別	保育所	保育所	保育所
	認可年月日	平成4年4月1日	平成4年4月1日	平成21年4月1日
	定員	120人	100人	140人
移行後施設	施設名	わらしこ保育園	星の子こども園	せいほうこども園
	区域	中央西部	東部	中央南部
	事業開始予定	令和5年4月1日	令和5年4月1日	令和5年4月1日
	定員	1号認定：12人 2,3号認定：111人 合計：123人	1号認定：7人 2,3号認定：100人 合計：107人	1号認定：3人 2,3号認定：137人 合計：140人

わらしこ保育園

- (1) 施設名：わらしこ保育園（現施設：わらしこ保育園）
- (2) 利用定員：既存施設の保育利用定員120人を教育利用定員12人、保育利用定員111人とし、移行後の利用定員を123人とします。
- (3) 設置目的：家庭・地域を取り巻く環境の変化に伴い、保育の質の向上と保護者の多様化するニーズに応え、保護者の就労状況に関わらず柔軟に子どもを受け入れることを目的としています。

○ 現施設の状況

区域	中央西部（供給充足区域）
現施設の状況	利用定員（120人）＜3か年平均の利用実績（125人）
移行前の定員	2号：75人 3号：45人
移行時に残る在園児数	2号：65人 3号：28人（R4.10.1現在の0歳～4歳児）

○ 定員の変化

	0歳	1歳	2歳		3歳		4歳		5歳		計	1号	2・3号
			満3歳	1号	2号	1号	2号	1号	2号				
移行前	10	15	20	/	/	25	/	25	/	25	120	/	120
移行後	12	18	18	3	3	21	3	21	3	21	123	12	111

○ 移行時の定員設定

	利用定員 (申請内容)	積算根拠	利用実績 (3か年平均)
1号認定 (満3歳、3～5歳)	12	総数（利用実績）の1割 ⇒ 125人の1割 = 13人以下	/
2号認定 (3～5歳)	63	75(2号利用定員) - 12(1号認定) = 63	74
3号認定 (0～2歳)	48	園の申請：48人 ※出生数減少による新規入園者の減などを見込む	51
総数	123		125

○ 定員設定基準の適合状況

	基準	申請内容	判定案・考え方
①	移行時の在園児数を見込み、不足がないよう設定。	定員：123人＞移行時に残る在園児：93人	基準に適合している。
②	新たな1号認定の利用定員数は、移行前の利用定員数（または実績数の総数）の1割を上限。	1号認定定員：12人＜利用実績の1割：13人	基準に適合している。
③	所在する区域の2号認定の供給量の過不足により、新たに設定する1号認定の利用定員数を移行前の2号認定の利用定員数（または実績数）の内数とするか否かを判断。	所在する区域：供給充足区域 ⇒ 内数とする。 [移行前] 2号定員：75人 [移行後] 1号定員+2号定員：75人	基準に適合している。
④	移行後の3号認定の利用定員は、移行前の定員（または実利用者数の多い方）を維持することを基本とする。	[移行前定員]：45人 [実利用者数(3か年平均)]：51人 [移行後定員]：48人	○移行後の定員は、実利用者数(3か年平均)を下回っているが、移行前定員を上回り、R4年度の実利用者数(見込)と同数。 ○出生数の減少等による新規入園者数の減少も見込まれる。 ○総合的に考慮すると、申請内容は妥当

移行希望園の実績(保育所)

わらしこ保育園(移行前施設名 わらしこ保育園)

●認可定員と利用定員

所在地(区域)		荒木町下荒木1631-3 (中央西部)			
		1号認定	2号認定	3号認定	合計
認可定員	移行前	/	75	45	120
	移行後	12	63	48	123
利用定員	移行前	/	75	45	120
	移行後	12	63	48	123
	増減	12	▲12	3	3

●実利用者数

(各年度 その年度の3月末現在)

年度	市内外区別	1号認定	2号認定	3号認定			計	総計
		3歳児~5歳児	0歳	1歳	2歳			
令和4年度 (見込)	市内	/	69	11	17	19	116	118
	市外受託	/	2			1	2	
令和3年度	市内	/	71	14	19	21	125	127
	市外受託	/	2				2	
令和2年度	市内	/	75	15	18	19	127	129
	市外受託	/	1			1	2	
							平均	125

星の子こども園

- (1) 施設名：星の子こども園（現施設：星の子保育園）
- (2) 利用定員：既存施設の保育利用定員100人を教育利用定員7人、保育利用定員100人とし、移行後の利用定員を107人とします。
- (3) 設置目的：家庭・地域を取り巻く環境の変化による保護者の多様化するニーズに応え、保護者の就労状況に関わらず柔軟に子どもを受け入れることを目的としています。

○ 現施設の状況

区域	東部（供給充足区域）
現施設の状況	利用定員（100人）>3か年平均の利用実績（97人）
移行前の定員	2号：58人 3号：42人
移行時に残る在園児数	2号：57人 3号：28人（R4.10.1現在の0歳～4歳児）

○ 定員の変化

	0歳	1歳	2歳		3歳		4歳		5歳		計	1号	2・3号
			満3歳	1号	2号	1号	2号	1号	2号				
移行前	6	19	17	/	/	18	/	21	/	19	100	/	100
移行後	10	20	19	1	2	17	2	17	2	17	107	7	100

○ 移行時の定員設定

	利用定員 (申請内容)	積算根拠	利用実績 (3か年平均)
1号認定	7	総数（利用実績）の1割 ⇒ 97人の1割 = 10人以下	/
2号認定	51	58(2号利用定員) - 7(1号認定) = 51	54
3号認定	49	園の申請：49人	43
総数	107		97

○ 定員設定基準の適合状況

	基準	申請内容	判定案・考え方
①	移行時の在園児数を見込み、不足がないよう設定。	定員：107人 > 移行時に残る在園児：85人	基準に適合している。
②	新たな1号認定の利用定員数は、移行前の利用定員数（または実績数の総数）の1割を上限。	1号認定定員：7人 < 利用実績の1割：10人	基準に適合している。
③	所在する区域の2号認定の供給量の過不足により、新たに設定する1号認定の利用定員数を移行前の2号認定の利用定員数（または実績数）の内数とするか否かを判断。	所在する区域：供給充足区域 ⇒ 内数とする。 [移行前] 2号定員：58人 [移行後] 1号定員 + 2号定員：58人	基準に適合している。
④	移行後の3号認定の利用定員は、移行前の定員（または実利用者数の多い方）を維持することを基本とする。	[移行前定員]：42人 [実利用者数(3か年平均)]：43人 [移行後定員]：49人	基準に適合している。

移行希望園の実績(保育所)

星の子こども園(移行前施設名 星の子保育園)

●認可定員と利用定員

所在地(区域)		田主丸町菅原 8 0 0 - 1 (東部)			
		1号認定	2号認定	3号認定	合計
認可定員	移行前	/	58	42	100
	移行後	7	51	49	107
利用定員	移行前	/	58	42	100
	移行後	7	51	49	107
	増減	7	▲7	7	7

●実利用者数

(各年度 その年度の3月末現在)

年度	市内外区別	1号認定	2号認定	3号認定			計	総計
		3歳児~5歳児	0歳	1歳	2歳			
令和4年度 (見込)	市内	/	59	9	19	17	104	104
	市外受託	/						
令和3年度	市内	/	55	10	14	16	95	95
	市外受託	/						
令和2年度	市内	/	48	10	16	18	92	92
	市外受託	/						
							平均	97

せいほうこども園

- (1) 施設名：せいほうこども園（現施設：青峰保育園）
- (2) 利用定員：既存施設の保育利用定員140人を教育利用定員3人、保育利用定員137人とし、移行後の利用定員を140人とします。
- (3) 設置目的：保護者の就労に関わらず、子どもたちが一つの施設で安心して過ごせるようにしたいということを目的としています。

○ 現施設の状況

区域	中央南部（供給充足区域）
現施設の状況	利用定員（140人）＜3か年の利用実績（147人）
移行前の定員	2号：90人 3号：50人
移行時に残る在園児数	2号：80人 3号：43人（R4.10.1現在の0歳～4歳児）

○ 定員の変化

	0歳	1歳	2歳		3歳		4歳		5歳		計	1号	2・3号
			満3歳	1号	2号	1号	2号	1号	2号				
移行前	15	15	20	/	/	30	/	30	/	30	140	/	140
移行後	11	26	23	0	1	21	1	30	1	26	140	3	137

○ 移行時の定員設定

	利用定員 (申請内容)	積算根拠	利用実績 (3か年平均)
1号認定	3	総数（利用実績）の1割 ⇒ 147人の1割 = 15人以下	/
2号認定	77	移行時に残る在園児数 80人 80人 - 3人(1号認定) = 77人	77
3号認定	60	園の申請：58人 ※出生数減少による新規入園者の減などを見込む	70
総数	140		147

○ 定員設定基準の適合状況

	基準	申請内容	判定案・考え方
①	移行時の在園児数を見込み、不足がないよう設定。	定員：140人＞移行時に残る在園児：125人	基準に適合している。
②	新たな1号認定の利用定員数は、移行前の利用定員数（または実績数の総数）の1割を上限。	1号認定定員：3人＜利用実績の1割：15人	基準に適合している。
③	所在する区域の2号認定の供給量の過不足により、新たに設定する1号認定の利用定員数を移行前の2号認定の利用定員数（または実績数）の内数とするか否かを判断。	所在する区域：供給充足区域 ⇒ 内数とする。 [移行前] 2号定員：90人 [移行後] 1号定員+2号定員：80人	基準に適合している。
④	移行後の3号認定の利用定員は、移行前の定員（または実利用者数の多い方）を維持することを基本とする。	[移行前定員]：50人 [実利用者数(3か年平均)]：70人 [移行後定員]：60人	○移行後の定員は、実利用者数(3か年平均)を下回っているが、移行前定員を上回っている。 ○近隣保育施設の園舎新築に伴う定員増(20)が予定されている。 ○出生数の減少等による新規入園者数の減少も見込まれる。(特に所在の学校区は減少が顕著) ○総合的に考慮すると、申請内容は妥当

移行希望園の実績(保育所)

せいほうこども園(移行前施設名 青峰保育園)

●認可定員と利用定員

所在地(区域)		青峰二丁目3-1 (中央南部)			
		1号認定	2号認定	3号認定	合計
認可定員	移行前	/	90	50	140
	移行後	3	79	58	140
利用定員	移行前	/	90	50	140
	移行後	3	79	58	140
	増減	3	▲11	8	0

●実利用者数

(各年度 その年度の3月末現在)

年度	市内外区別	1号認定	2号認定	3号認定			計	総計
		3歳児~5歳児		0歳	1歳	2歳		
令和4年度 (見込)	市内	/	81	16	27	27	151	151
	市外受託	/						
令和3年度	市内	/	76	17	25	29	147	147
	市外受託	/						
令和2年度	市内	/	73	16	27	26	142	142
	市外受託	/						
							平均	147